

証券投資信託 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名 愛称	DIAM国内債券インデックスファンド<DC年金>
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信／国内／債券／インデックス型
4. 商品属性	
当初設定日	2002年12月3日
信託期間	無期限
クローズド期間	なし
主要投資対象	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券を主な投資対象とします。 (国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンドは、わが国の公社債を主要投資対象とします。)
運用方針	1. 基本方針 当ファンドは、NOMURA－BPI総合に連動する投資成果を目標として運用を行います。 2. 投資態度 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。主に国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券に投資を行い、「NOMURA－BPI総合」に連動する投資成果を目指して運用を行います。 公社債(債券先物取引等を含みます。)の実質組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使及び社債権者割当等により取得するものに限りします。 ● 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ● 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ● 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ● 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
ベンチマーク	NOMURA－BPI総合
決算日	毎年2月14日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時(原則として2月14日)に収益分配方針に基づき収益分配を行います。 収益分配金は、自動的に再投資されます。
償還条項	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了する場合があります。 <ul style="list-style-type: none"> ● 受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合。 ● 受益者のために有利であると認めるとき。 ● 対象インデックスが改廃された場合。 ● やむを得ない事情が発生したとき。
5. お申込み方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。
解約価額	売却約定日の基準価額が適用されます。
7. 費用	この商品には次の費用がかかります。
販売手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年0.275%(税抜年0.25%) (内訳:委託会社0.121%(税抜0.11%)、販売会社0.121%(税抜0.11%)、受託会社0.033%(税抜0.03%))
信託財産留保額	ありません。
その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ● 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 ● 信託財産の財務諸表監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日計算し、毎年8月14日(休業日の場合は翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき当該監査に要する費用に係る消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。 ● 有価証券の売買時の売買委託手数料及び有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

項目	内容
7. 費用(つづき) その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ● マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料及び有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。 ● 税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。
8. お申込み不可日等	金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの取得申込・解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた取得申込・解約請求の受付を取り消す場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので弊社コールセンターにお問合せください。
9. 課税関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。 ● 加入者および運用指図者の年金資産残高に対して、約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。
10. 利益の見込み 損失の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ● 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者の皆さまに帰属します。 ● 当ファンドの基準価額は弊社コールセンター、Web等で開示します。
11. 基準価額の主な 変動要因等	ファンドは、公社債などの値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。主なリスク要因は次の通りです。
金利リスク	金利リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。当ファンドの実質的な主要投資対象である公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、当ファンドの基準価額の下落要因となります。
信用リスク	一般に公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落(価格がゼロになることもあります。)することになります。したがって、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。
その他留意点	<ul style="list-style-type: none"> ● 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。 ● 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動等が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。 ● 当ファンドはマザーファンドへの投資を通じてNOMURA-BPI総合に連動する投資成果を目指して運用を行いますが、当該インデックス構成全銘柄を組入れない場合があること、資金流入から組入公社債の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額と当該インデックスが乖離する場合があります。 ● 資金動向、市場動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。
12. セーフティー ネットの有無	投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
13. 持分の計算方法	$\text{解約価額} = \text{基準価額} \times \text{保有口数}$ <p>※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。</p>
14. 委託会社	アセットマネジメントOne株式会社(信託財産の運用指図等を行います。)
15. 受託会社	みずほ信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理業務を行います。) (再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行)

(運営管理機関) リそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。